

報道各位

新潟市福祉部

介護保険法に基づく行政処分について

このことについて、本日、下記のとおり、介護保険法（以下「法」という。）に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する行政処分を行いました。

1 事業所の概要

事業所名 : ショートステイ守庵良寛木崎  
運営法人 : イワコンハウス新潟株式会社  
事業所所在地 : 新潟市北区木崎1178番地3  
事業種別 : 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

2 処分内容

6か月間の新規利用者の受入停止

3 処分理由

- (1) 短期入所生活介護事業所における要介護者の人格尊重義務違反  
(法第77条第1項第5号)

法に基づく指定短期入所生活介護事業所ショートステイ守庵良寛木崎（以下「同事業所」という。）の管理者（以下「同管理者」という。）は、利用料と必要な日常生活費の引き落としの委任を受けた立場を利用し、同事業所利用に際し、認知症の利用者（以下「同利用者」という。）の預金通帳、印鑑などを預かった。その後、同管理者は不正に引き出す目的で同利用者にはキャッシュカードを作るよう誘導し、その作らせたキャッシュカードを使用するなどして、計27回にわたり、預金口座から計11,276,396円を同利用者には無断で引き出し、私的に流用した。

- (2) 介護予防短期入所生活介護事業所における法令違反  
(法第115条の9第1項第9号)

一体的に運営されている同事業所で、要介護者の人格尊重義務違反があった。

4 効力停止期間

平成28年5月1日から平成28年10月31日まで

問い合わせ先  
(処分内容について)  
福祉部介護保険課 指定係  
電話：025-226-1293  
(監査結果について)  
福祉部福祉監査課  
電話：025-226-1182  
(高齢者虐待防止について)  
福祉部高齢者支援課 高齢者福祉係  
電話：025-226-1290